

# JV準則の改正について（復興JVの位置付け）

---

# 共同企業体 (JV: Joint Venture) について

## ◆ 共同企業体とは

- 建設業者が単独で受注・施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設業者が一つの建設工事を受注・施工することを目的に形成する事業組織体。
- 法人格を有さず、「民法上の組合」にあたるものと解される。
- 構成員は、発注者や下請業者に対して連帯責任を負う。

## ◆ 共同企業体に関する主な経緯

共同企業体について、行き過ぎと思われる活用が一部で見られたという課題。

(実際には共同施工が行われない「ペーパーJV」、構成員数が多く円滑な運営が困難なJV等)

昭和62年 上記を踏まえ、中建審において「共同企業体運用準則」※策定

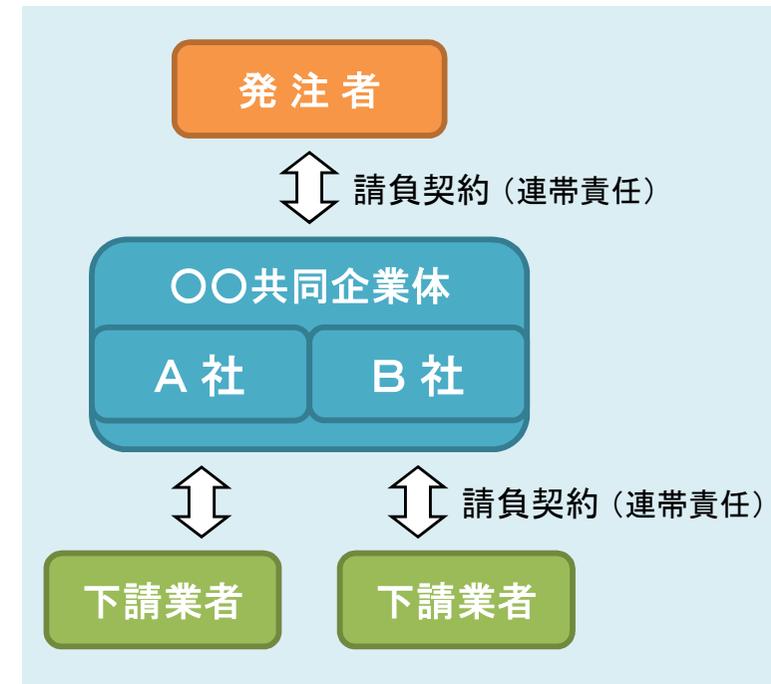
- － 構成員の数・組合せ・資格や出資比率等について、基準を設定
- － **特定JV・経常JV**について類型化
- － あわせて、標準協定書についても周知

平成13年 入契法適正化指針策定

平成23年 **地域維持型JV**を新たに制度化

平成24年 **復興JV**制度の試行を開始

〔※ 各発注者が準拠すべきJV活用の基本方針という位置付け〕

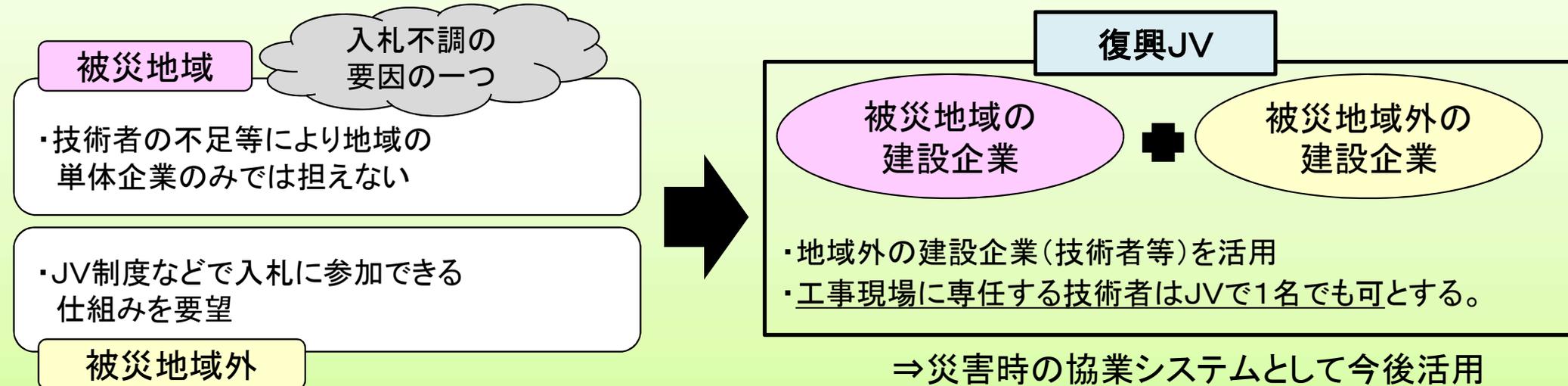


## ◆ 共同企業体の類型

特定建設工事共同企業体	経常建設共同企業体
大規模で技術的難度の高い工事の安定的施工を確保する目的で結成	中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保してその経営力・施工力を強化する目的で結成
地域維持型建設共同企業体	復旧・復興建設工事共同企業体(試行)
地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保してその実施体制を安定確保する目的で結成	東日本大震災の被災地の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と共同してその施工力を強化する目的で結成

※ 復旧・復興建設工事共同企業体

**復興JV制度** 岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興工事において、迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保



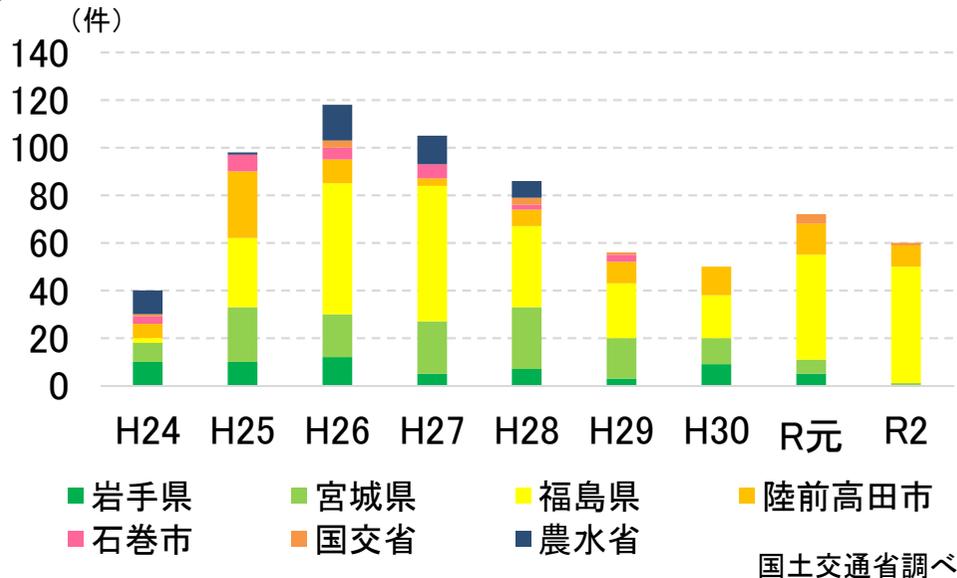
復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて(H24.2.29通知、H24.10.10改正通知)

- ① 性格 地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と継続的に共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 被災3県における復旧・復興工事を対象とし、大規模な工事と技術的難度の高い工事※は除く  
※ WTO対象工事及び特定JV対象工事
- ③ 構成員(数、組合せ及び資格)
  - ・ 2ないし3社
  - ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せ
  - ・ 被災地域の地元の建設企業を1社以上含む
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 各登録機関毎に結成・登録できる共同企業体の数は、原則として1  
単体との同時登録及び特定・経常・地域維持型JVとの同時結成・登録が可能
- ⑥ 代表者 原則として構成員において決定された地元の建設企業

# 復興JV制度試行の結果について

- 試行した復興JV制度については、岩手・宮城・福島県等の10発注者により活用され、約690件の契約実績。
- 活用した発注者や地元建設業団体からは制度の意義を評価する声上がり、制度継続要望もあったところ。

## 活用実績(契約年度別契約件数)



## 活用した発注者の声

“不調・不落対策として有効だった”

“災害時にはにわかに技術者と労務者が不足するので、経常JV等の既存のものでは十分に施工できなかった”

“ロットの拡大等の従来の方策では施工確保が困難であった”

“技術者が一人は専任配置されていたため、施工不良や品質悪化は見受けられていない”

“激甚災害クラスの災害が発生すると地域業者の受注余力が著しく低下することがあるので、復興JVの仕組みは引き続き使えるようにすべき”

## 地元建設業団体の声

“多くの復旧・復興工事が発注され地域建設業の技術者のみでは到底こなせない中、協力会社・下請会社も含めた他地域の技術者の活用は、早期復旧・復興に大いに貢献”

“大規模災害時に発注本数が多くなり施工規模が大きくなる場合には、JVを組む相手方の下請け業者と契約が出来ることにより、品質が保たれやすい”

“地元業者が土地勘や資機材調達ルート等で地域外業者を補完することで、施工が円滑に進んだ”

### 織笠川水門設備工事

(岩手県企業+大阪府企業)



### 内海橋災害復旧(旧橋撤去)工事

(宮城県企業+東京都企業)



## 現 状

- 気候変動の影響により災害が激甚化・頻発化。  
東日本大震災以降も多くの大規模災害が発生。

- 大規模災害が発生すると、平常時に比べて著しく多くの建設工事需要が突発的に発生。

### 近年頻発化する大規模災害による被害の例

【平成28年熊本地震】



土砂災害の状況  
(熊本県南阿蘇村)

【平成29年7月九州北部豪雨】



桂川における浸水被害  
(福岡県朝倉市)

【平成30年7月豪雨】



小田川における浸水被害  
(岡山県倉敷市)

【平成30年北海道胆振東部地震】



土砂災害の状況  
(北海道勇払郡厚真町)

【令和元年東日本台風】



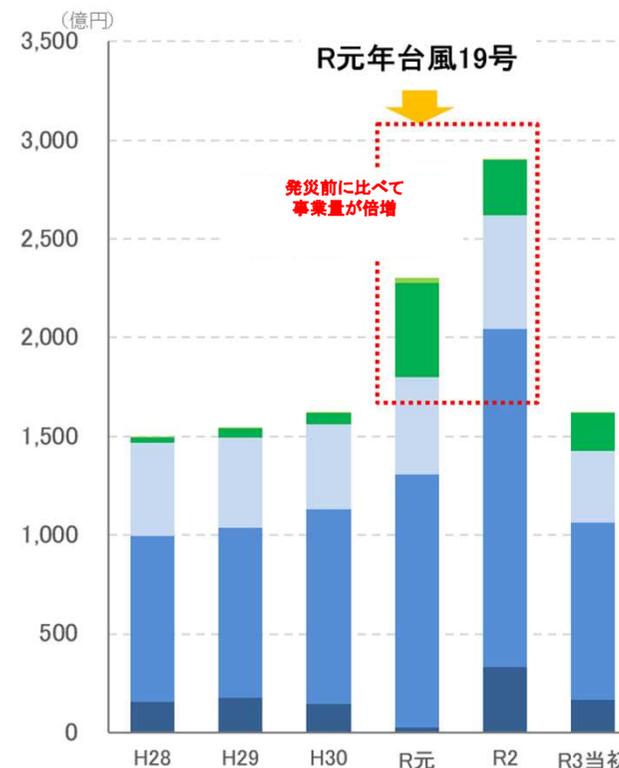
千曲川における浸水被害  
(長野県長野市)

【令和2年7月豪雨】



球磨川における浸水被害  
(熊本県人吉市)

### 長野県における予算規模



- 直轄事業負担金
- 一般公共事業費
- 一般単独事業費
- 災害公共事業費
- 災害単独事業費

## 課題

著しく多くの工事量に対し、被災地域内の企業単体では施工体制を確保できなくなり、不調・不落の発生率の上昇等により迅速な復旧・復興がなされないおそれ

## 対応の実例

○ 令和元年台風第19号により大きな被害を受けた長野県においても、復旧・復興工事が急増したなかで、技術者や技能者の不足により地元企業単体のみでは施工を担えないことが懸念された。

そこで県は、施工確保対策として、独自に「復旧・復興建設工事共同企業体」※制度を創設・活用。

※「不足する技術者又は技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興建設工事の円滑な施工を確保するため、長野県内の建設企業が共同し、その施工力を強化するために結成される共同企業体」と定義。

○ ほか、熊本県・愛媛県・北海道でも独自の復興JV制度が創設・活用されたところ。

### 復興JV制度を独自に創設・活用した都道府県

都道府県	対象の災害
熊本県	平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨等
愛媛県	平成30年7月豪雨
北海道	平成30年北海道胆振東部地震
長野県	令和元年台風第19号

## 賛成

- ・被害が広範囲にわたった場合、復興に長期間を要することが想定されるため、復興JV制度が活用可能であることが望ましい。(A県)
- ・令和元年台風19号では、技術者と技能労働者が不足し、地域によっては不調不落が多発した。大規模災害時の復旧・復興工事においては、状況に応じて復興JVの活用を検討したい。(B県)
- ・今後、発生が予測されている南海トラフ地震においては、被災規模が大規模になり地元の建設企業だけでは対応が困難となることも想定されることから、災害の規模により復興JVを活用したい。(C県)
- ・地元の建設企業同士によるJVについて、制度化を検討していただきたい。(D県)
- ・いつ大規模災害が発生するか分からない状況なので制度化には賛成。(E県建設業団体)
- ・早期の災害復旧対応、地元建設企業の受注機会の拡大に繋がるので制度化に賛成。(F県建設業団体)
- ・使用頻度が限定的と思われるが、緊急時の備えとして制度化しておくことは有意義。(G県建設業団体)
- ・国が基本的な基準を示し、自治体毎に適用基準などのカスタマイズをするなど、速やかな制度化が必要。(H県建設業団体)

## 慎重・懸念

- ・過去の災害時において不調不落による大きな影響はなく、地元建設企業の受注余力もあると考えられることから、復興JVの活用は慎重に検討したい。(I県)
- ・県外企業の活用については、慎重に取り扱う必要がある(J県)
- ・「地元の工事は地元企業で施工する」という意識が根強く残っているとの話を聞くので、活用する場合には丁寧な対応が必要。(K県)
- ・県内企業での組合せならば問題ないが、そうでなければ中堅ゼネコンの地方への参入を加速させる懸念がある。(L県建設業団体)
- ・技術者不足は特定の地域における状況ではないため、復興JVの有効性は不明。(M県建設業団体)

# 復興JVのJV準則への位置付けを検討するにあたっての論点

今後発生しうる大規模災害の被災地域における施工確保対策とするため、**試行していた復興JV制度をJV準則へ位置付ける**ことを検討してはどうか

既に独自に復興JV制度を活用している自治体があることも踏まえ、JV準則を改正して「復旧・復興建設工事共同企業体」をJVの新たな類型として位置付け、適切な活用が図られるようにしてはどうか

- － 「ペーパーJV」や不良・不適格業者の排除、JVの効率的な運営の確保、JVが施工する工事の品質確保等のため、各発注者に対してJV準則により一定の基準を示す必要があるのではないか。

対象工事について、東日本大震災クラスの災害に限らず一定規模以上の大規模災害からの復旧・復興工事としてはどうか

- － ①被害状況は個々の災害によって異なること、②また、5ページ記載のとおり独自に復興JV制度を活用した道県が複数あることも踏まえ、東日本大震災クラスの災害に限らず一定規模以上の大規模災害を対象とするべきではないか。

(参考)近年発生した大規模災害の指定等の状況

災 害	特定大規模災害 ※1	非常災害 ※1	激甚災害 ※2	JV活用道県
平成23年東日本大震災	○		○	岩手・宮城・福島
平成28年熊本地震		○	○	熊本
平成29年7月九州北部豪雨			○	熊本
平成30年7月豪雨			○	愛媛
平成30年北海道胆振東部地震			○	北海道
令和元年東日本台風		○	○	長野
令和2年7月豪雨		○	○	

※1 大規模災害の復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づく

※2 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づく

- － なお、①特定JVの対象工事については特定JVが施工すべきこと、②WTO対象工事については内外無差別での発注が求められることから、大規模な工事や技術的難度の高い工事については、復興JVの対象工事から除くこととする。

復興JV制度の活用時期について、大規模災害からの復旧・復興工事が行われており、かつ、被災地域内の企業単体では施工体制を確保できない状況にある時期とし、具体的には発注者が実情に応じて判断することとしてはどうか

- － JVの適切な活用を図るため、復興JV制度の趣旨・目的に沿った活用がなされる必要があることから、制度が活用可能である時期について上記のような一定の考え方を示すべきではないか。

構成員の組合せについて、「被災地域の地元の建設企業を1社以上含む」ことを求めることとし、その他の構成員については被災地域の内外を問わず、発注者が実情に応じて判断することとしてはどうか

- － 地域に精通する企業が参画することが復旧・復興工事のより円滑な施工に資することから、地元の建設企業を構成員に含むことを求めるべきではないか。
- － 試行段階では被災地域内企業＋被災地域外企業での組合せにより施工体制を確保することを主に想定していた一方、被災地域内企業同士でJVを結成し技術者・技能者や資機材、資金等を出し合うことにより施工体制が確保されるような場合も考えられ、実際に東日本大震災の被災地でもその事例がみられた。  
これらのことを踏まえ、その他の構成員の地域要件については発注者の判断に任せることとしてはどうか。
- － あるいは、東日本大震災の被災地における制度試行の通知(本資料2ページ参照)と同様に、復興JVの性格について「被災地域外の建設企業と継続的に共同する」ものである旨等を明記すべきか。

技術者配置について、工事の品質確保の観点から、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が専任の技術者を配置する場合には、その他の構成員が配置する技術者は専任であることを求めないこととしてはどうか

- － 前記のとおり、復興JVの対象工事からは大規模な工事や技術的難度の高い工事を除外することとしているため、工事規模に見合った施工能力を有する構成員が専任の技術者を、その他の構成員が兼任の技術者を配置する施工体制によって品質確保に必要な水準は満たされ、問題ないのではないか。

代表者について、地元の建設企業とすることを原則としてはどうか

- － JVの代表者は、工事の実施やそのための発注者等との連絡調整、JV内の調整等について中心的な役割を担うこととなること、地域に精通する企業がこれを担うことが復旧・復興工事のより円滑な施工に資することから、原則として地元の建設企業が代表者となるべきではないか。

その他の基準については、試行段階でのものと同様としてはどうか

## 適正化指針とは

入契法<sup>※</sup>に基づき、国交大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定（R1.10最終変更）

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って必要な措置を講ずる努力義務を負う。
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表。
- 国交大臣及び財務大臣は各省各庁の長等に対し、国交大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請。

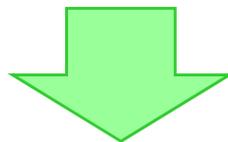
※ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

## 共同企業体

適正化指針では、第2の2(1)において、「⑥共同企業体について」として以下の趣旨を規定

- 公共発注者は、運用基準を策定・公表して共同企業体を適切に活用すること。
- 運用基準においては、JV準則<sup>※</sup>に従って、特定・経常・地域維持の各JVについて適切に定めること。

※ 共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」第二）



復興JVをJV準則へ位置付けるにあたっては、  
**適正化指針も変更**し、同様に復興JVを位置付けることが必要

# 適正化指針の変更について

適正化指針に復興JVを位置付ける旨の変更を行うにあたり、  
例えば下記の事項についてもあわせて変更することを検討してはどうか

## 適正な予定価格の設定・ダンピング対策

- 適正な予定価格の設定やダンピング対策については、「適正な金額での契約の締結」に加えて担い手の中長期的な育成・確保のための「適正な利潤の確保」の観点からも重要であるが、市町村等における取組に遅れがみられるなど、更なる徹底が必要。そこで、ダンピング対策の制度(低入札価格調査制度又は最低制限価格制度)について、現行では発注者が「適切な活用を徹底」するべき旨が記載されているが、その前提として当該制度を導入すべき旨を追記するなど、記載の充実を行ってはどうか。

## 災害復旧等における入札・契約

- 現行では、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択するべき旨が記載されているが、災害復旧等における入札・契約に関して留意すべきその他の事項(例:見積りの活用等による実態に即した適切な予定価格の設定)についても追記してはどうか。

## 適切な施工の確保

- 施工時期の平準化の取組として、地方公共団体においては各事業部局での取組や部局間連携を推進するべき旨を追記してはどうか。
- 適切な設計変更の実施や変更手続の円滑化のため、受発注者間で共有する設計変更に関する指針(設計変更ガイドライン)の策定・公表に努めるべき旨を追記してはどうか。